

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	第2章 我が国における政策評価の展開—政策評価・行政 事業レビュー・EBPM—
他言語論題 Title in other language	Chapter 2, Policy Evaluation in Japan: Government Policy Evaluations, Administrative Review, and EBPM
著者 / 所属 Author(s)	落 美都里 (OCHI Midori) / 行政法務課
書名 Title of Book	EBPM (証拠に基づく政策形成) の取組と課題 総合調査報 告書 (Evidence-Based Policymaking: Current Status and Issues)
シリーズ Series	調査資料 2019-3 (Research Materials 2019-3)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
刊行日 Issue Date	2020-03-17
ページ Pages	37-56
ISBN	978-4-87582-857-0
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
キーワード keywords	政策評価、行政事業レビュー、EBPM、統計改革
摘要 Abstract	政策評価制度を始めとする我が国における政策に対する各 種評価制度の経緯を振り返り、併せて EBPM を導入する上 での今後の問題点について整理する。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

第2章 我が国における政策評価の展開 —政策評価・行政事業レビュー・EBPM—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
行政法務課 落 美都里

目 次

はじめに

I 我が国における政策評価制度の成立と展開

- 1 政策評価法成立以前
- 2 政策評価法の成立
- 3 政策評価の見直しとその後の機能の強化等

II 行政事業レビュー制度の導入と政策評価制度

- 1 政権交代による新しい取組
- 2 行政事業レビュー
- 3 政権再交代後の行政事業レビューとその後の政策評価制度

III EBPM の推進

- 1 EBPM 推進委員会
- 2 政策評価及び行政事業レビューそれぞれの EBPM 導入の取組
- 3 人材確保・育成

IV 行政機関外部からの評価

- 1 会計検査院の検査
- 2 国会の決議等

おわりに

キーワード：政策評価、行政事業レビュー、EBPM、統計改革

はじめに

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号。「政策評価法」）に基づいて行われる我が国における政策評価制度は、既に 20 年近い歴史がある。政策評価制度は、本来、政策の効果について、事前又は事後に厳正かつ客観的な評価を行い、それを政策立案部門の企画立案作業に反映させる仕組みを充実強化するために導入されたものであり、政策目的を明確化させ、当該政策のよって立つ論理を明確にし、これに即してデータ等の証拠を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にするという政府の「証拠に基づく政策形成」(Evidence-Based Policymaking: EBPM) の取組とその目的は類似しているといえる。近年、政府主導で EBPM の手法の導入が進められており、政策評価制度と行政事業レビュー制度は、EBPM 三本の矢のうちの二本とされている（後述Ⅲ-2）。そこで、本稿では、政策評価制度を始めとする我が国における政策に対する各種評価制度の経緯を振り返り、あわせて、EBPM を導入する上での今後の問題点について整理する。

I 我が国における政策評価制度の成立と展開

1 政策評価法成立以前

(1) 先行事例としての自治体の評価制度

我が国での政策評価の取組は、1990 年代後半から本格的に行われた。まず自治体が先行し、平成 8 年には三重県の「事務事業評価システム」が、平成 9 年には静岡県の「業務棚卸表」及び北海道の「時のアセスメント」が登場した。

三重県の「事務事業評価システム」は、北川正恭知事（当時）が行った行政改革推進の動きの中核と位置付けられた。事務事業をゼロベースで見直すため、事務事業の目的を「成果指標」という形で端的に表してできる限り数値化を行おうという考え方に基づいて構築されたものである⁽¹⁾。三重県は、アメリカの政府業績成果法（GPRA）⁽²⁾や民間企業の管理手法を導入することによって、行政活動の効率化を図り質の高い行政サービスを目指す新公共管理（New Public Management: NPM）を参照し、このシステムで 34～35 億円もの予算削減効果を挙げた⁽³⁾。静岡県の「業務棚卸表」も、事務事業評価システムのように事務事業をゼロベースから再設計し、具体的な数値で事務事業の必要性や達成度を点検できる「棚卸表」の形にする行政改革の手法である⁽⁴⁾。その後、多くの自治体により行政改革の一環として行政評価制度が取り入れられた。

一方、北海道の「時のアセスメント」は、厳しい財政状況に鑑み、長期間停滞している公共事業を再評価し、内容の見直しや事業の休・廃止を行おうとする取組である⁽⁵⁾。こちらも財政

* 本稿は令和元年 12 月 27 日までの情報を基にしている。インターネット情報への最終アクセス日も同日である。

(1) 三重県総務部地方分権・行政改革推進課「三重県における事務事業評価システム」『地方自治職員研修』30 巻 11 号, 1997.11, pp.39-41.

(2) Government Performance and Results Act of 1993, P.L.103-62. GPRA は、アメリカにおける業績評価の基本的な枠組みを定めた法律である。

(3) 石橋章市朗ほか『公共政策学』ミネルヴァ書房, 2018, p.192.

(4) 静岡県「業務棚卸表」でリエンジニアリングを目指す』『農』17 巻 2 号, 1998.2, pp.22-23.

(5) 日野淳太郎「『時のアセスメント』制度がスタート—北海道一休・廃止も視野にダム事業などを“再評価”—地元との調整は難航か—」『地方行政』9022 号, 1997.8.4, pp.2-4.

削減効果が期待できるものとして注目を集め、国の公共事業再評価などにおいて参照された。

(2) 行政改革会議最終報告

国の政策評価について初めて導入が提言されたのは、平成9年12月の行政改革会議の最終報告⁽⁶⁾においてである⁽⁷⁾。この最終報告では、「各省における評価機能の強化」の項⁽⁸⁾で、①各省の本省組織の評価部門の確立、②評価指標の体系化や評価の数値化・計量化など合理的で的確な評価手法の開発、③各省を超えた全政府レベルの評価機能の充実強化（第三者的評価の導入）、④目標の設定と達成度評価といった仕組みの導入を提言するとともに、「評価結果の公開」の項⁽⁹⁾では、⑤評価の迅速化や情報公開、⑥政策立案部門による説明責任の明確化を推奨している。しかし、行政改革会議の公式記録によれば、政策評価に関する議論が行われたのは僅か4回⁽¹⁰⁾のみであり、十分な議論が尽くされたとは言いがたい。もっとも、会議の場では、政策評価を導入すべきと誰もが納得した主張があり、逆に導入を阻止する主張がなかったという指摘もある⁽¹¹⁾。

(3) 政策評価制度の具体的な概念整理と制度設計

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）は、中央省庁等改革の柱として制定された法律であり、中央省庁等改革は「行政改革会議の最終報告の趣旨にのっとり行われる」と規定されている（第1条）。同法は、客観的な政策評価機能の強化を基本方針として掲げ（第4条第6号）、府省における評価部門の確立、府省の枠を超えて政策評価を行う機能の強化及び政策評価に関する情報公開を通じた国民に対する責任の明確化（第29条）を規定している。

同法成立以後、中央省庁等の改革に関する大綱⁽¹²⁾や方針⁽¹³⁾の制定により政策評価制度の枠組みが固まり、平成11年7月の国家行政組織法の一部改正⁽¹⁴⁾、内閣府設置法（平成11年法律第89号）及び総務省設置法（平成11年法律第91号）の成立により法律に政策評価の根拠規定が盛り込まれた。

具体的な制度設計は、総務庁行政監察局長の下に設置された「政策評価の手法等に関する研究会」⁽¹⁵⁾（平成11年8月～平成12年12月）においてなされた。ここでは政策評価に関する基本的な考え方の整理や政策評価の手法等の研究等を行い、(1)で述べた三重県の「事務事業評価システム」や北海道の「時のアセスメント」も先行事例として参照され⁽¹⁶⁾、「政策評価制度の

(6) 行政改革会議「最終報告」1997.12.3. 首相官邸ウェブサイト <<https://www.kantei.go.jp/jp/gyokaku/report-final/>>

(7) 本項以下、国の府省の政策評価制度の変遷については、新井誠一「政策評価制度10年の軌跡—制度導入以降の省察と今後の展望—」『日本評価研究』13巻2号, 2013.11, pp.3-19; 畠基晃「政策評価制度の現状と課題—見直し決議から10年、その検証を踏まえて—」『立法と調査』360号, 2015.1, pp.153-167; 「政策評価制度に関する経緯」総務省政策評価ポータルサイト <http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku.htm> を参照した。

(8) 「Ⅲ 新たな中央省庁の在り方 5 評価機能の充実強化 (2) 各省における評価機能の強化」行政改革会議前掲注(6)

(9) 「Ⅲ 新たな中央省庁の在り方 5 評価機能の充実強化 (3) 評価結果の公開」同上

(10) 行政改革会議第29回（平成9年9月17日）、第36回（平成9年11月12日）、第37回（平成9年11月17日）、第38回（平成9年11月18日）。

(11) 山谷清志『政策評価』（BASIC 公共政策学 9）ミネルヴァ書房, 2012, p.129.

(12) 「Ⅶ その他 第1 政策評価に関する大綱」『中央省庁等改革に係る大綱（抄）』（平成11年1月26日中央省庁等改革推進本部決定）総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/ootuna.htm>

(13) 「Ⅷ その他 第2 政策評価」『中央省庁等改革の推進に関する方針（抄）』（平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定）同上 <http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/suishin.htm>

(14) 「中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律第102号）による改正

(15) 各回の議事概要は「政策評価の手法等に関する研究会」総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/81303.htm>

在り方に関する最終報告」⁽¹⁷⁾としてまとめられた。一方、通商産業省に置かれた「政策評価研究会」(平成10年3月～平成11年8月)は、政策の質の向上のための政策評価の確立に向けた提言を行うことを目的として中央省庁等改革基本法の制定前から事例研究や概念整理を行い、平成11年8月に報告書を公表した⁽¹⁸⁾。この両研究会は、座長や参加者に共通のメンバーが多い⁽¹⁹⁾。

2 政策評価法の成立

(1) ガイドラインの整備

政策評価に関するガイドラインについては、法制化の検討と並行して、各省庁政策評価準備連絡会議の下、全政府的な政策評価に取り組むために各府省が政策評価を実施する際のガイドラインの策定に向けた取組が進められていた。そして、平成13年1月に発足した政策評価各府省連絡会議において、同月に「政策評価に関する標準的ガイドライン」が了承され、公表された⁽²⁰⁾。

(2) 政策評価法の成立

政策評価制度の法制化については、行政改革大綱(平成12年12月1日閣議決定)において、政策評価制度の円滑な実施に向けた措置を講ずることと、翌年の通常国会に法案を提出することが明記された。法制化の内容面は、総務庁長官の研究会として設置された「政策評価制度の法制化に関する研究会」が平成12年9月から12月まで議論を重ね、報告書⁽²¹⁾をまとめた。これらを踏まえ、政策評価法案は、平成13年3月に国会に提出され、6月に衆議院において一部修正の上可決され、同月参議院において可決・成立した。

(3) 政策評価法の概要

(i) 目的等

政策評価法は、効果的・効率的な行政の推進及び政府による国民への説明責任の徹底をその目的とし(第1条)、各府省は、適時にその政策効果を把握して必要性、効率性、有効性等の観点から自己評価を行うと規定する(第3条第1項)。その際、政策効果はできる限り定量的に把握し(同条第2項第1号)、学識経験者の知見の活用を図ることとされる(同項第2号)。また、政府は、政策評価の計画的・着実な推進を図るための基本方針(以下「基本方針」)を策定し(第

(16) 「政策評価の手法等に関する研究会(第2回)議事概要」1999.9.9. 同上 <http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/81243.html>; 「政策評価の手法等に関する研究会(第5回)議事概要」1999.12.13. 同上 <http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/81246.html>

(17) 政策評価の手法等に関する研究会「政策評価制度の在り方に関する最終報告」2000.12.11. 同上 <http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/matome1.htm>

(18) 通商産業省大臣官房政策評価広報課「政策評価の現状と課題—新たな行政システムを目指して—」1999.8. 経済産業省ウェブサイト <<https://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/gseihs1j.pdf>>

(19) 具体的には、政策評価研究会の座長であった金本良嗣東京大学大学院経済学研究科教授、委員の田辺昭東京大学大学院法学政治学研究科助教授(第2期以降)、山谷清志岩手県立大学総合政策学部教授が政策評価の手法等に関する研究会の研究協力者である。また、政策評価研究会委員であった上山信一マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパンパートナー、山本清岡山大学経済学部教授は、それぞれ第8回、第9回の政策評価の手法等に関する研究会で発表者となっている(肩書はいずれも当時のもの)。

(20) 「政策評価に関する標準的ガイドライン」(平成13年1月15日政策評価各府省連絡会議了承) 総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/gaido-gaidorain1.htm>

(21) 「政策評価制度の法制化に関する研究会報告」2000.12. 同上 <http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/houseika.htm>

5条)、各府省は3年から5年ごとに基本計画(第6条)を、1年ごとに実施計画(第7条)をそれぞれ策定し、これらに基づいて政策評価を実施する。評価の実施方法には、事後評価(第8条)と事前評価(第9条)があり、一定額以上の費用を要する研究開発⁽²²⁾、公共事業及び政府開発援助(ODA)等政令で定めるものには事前評価が義務付けられた。

(ii) 国民への説明責任

政策評価法には、国民への説明責任について、各府省における評価書の作成・公表義務(第10条)や政策評価の結果の政策への反映状況の公表義務(第11条)、国会への報告義務(第19条)等が規定されている。

(iii) 統一性・総合性確保評価及び客観的担保評価

政策評価法は、総務省が複数の府省等に共通する政策に対しての統一性確保評価及び複数の府省等の所掌に係る政策を総合的に推進する見地からの総合性確保評価といった府省横断的な政策評価を行うとともに(第12条第1項)、各府省の政策評価の実施状況を踏まえ、改めて政策評価が行われる必要がある場合等には、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための客観性担保評価を行うことを定める(同条第2項)。統一性・総合性確保評価は、複数の府省にまたがる政策について政府全体としての政策の統一性又は総合性を確保するための評価であり⁽²³⁾、客観性担保評価は、各府省が実施した政策評価について評価の質の向上とそれを通じた政策の見直し・改善を目指すために行う点検活動である⁽²⁴⁾。総務省行政評価局(以下「行政評価局」)が統一性・総合性確保評価及び客観性担保評価を行う場合、行政評価局は評価専担組織と呼ばれる。なお、統一性・総合性確保評価及び各行政機関の業務の実施状況を対象とする行政評価・監視(総務省設置法第4条第12号)を総称して行政評価局調査という。

(4) 政策評価法施行令、基本方針等の整備

政策評価法第5条にいう「政策評価に関する基本方針」の案の作成に際し意見を聴く審議会等として、政策評価・独立行政法人評価委員会⁽²⁵⁾が政令⁽²⁶⁾で定められた。平成13年12月には政策評価に関する基本方針案について同委員会に諮問があり、その答申を受けて「政策評価に関する基本方針」⁽²⁷⁾が閣議決定された。「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」(政策評価法施行令)⁽²⁸⁾は、平成14年4月の政策評価法の本格施行に併せて施行された。

⁽²²⁾ 10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施を目的とする政策又は10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策(「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」(平成13年政令第323号)第3条第1号及び第2号)。

⁽²³⁾ 「複数府省にまたがる政策の評価」政策評価ポータルサイト <https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/touitusei.html>

⁽²⁴⁾ 「各府省の政策評価の点検(客観性担保評価活動)」同上 <https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/kyakukan.html>

⁽²⁵⁾ 政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人改革に伴い平成26年度末で活動を終了し、平成27年4月からは各府省が行う政策評価及び総務省が行う行政評価局調査に係る事項を審議する政策評価審議会が置かれている(後述II-3(6))。

⁽²⁶⁾ 「行政機関が行う政策の評価に関する法律第5条第4項の審議会等で政令で定めるものを定める政令」(平成13年政令第323号)

⁽²⁷⁾ 「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日閣議決定)総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyoka_hosinhonbun.html>

3 政策評価の見直しとその後の機能の強化等

(1) 政策評価法の附則に基づく見直し

導入当初の政策評価制度は、運用が各府省に任されていたため、採用される評価方式、外部有識者会議の運用方法、評価シートや評価表の形式や記述内容、評価の公表手法等、いずれも不統一であった⁽²⁹⁾。また、当初、評価件数が1万件を超え、毎年の膨大な事務作業がいわゆる「評価疲れ」を招いているとも指摘された⁽³⁰⁾。

政策評価法附則第2条において、施行後3年の見直し条項が定められていた⁽³¹⁾。見直し時期の1年前に当たる平成16年4月に政策評価・独立行政法人評価委員会に設置された政策評価分科会は、同年12月に見直しの論点を整理し⁽³²⁾、平成17年6月には総務省が「政策評価制度に関する見直しの方向性」⁽³³⁾をまとめた。ここでは、法施行後3年の総括を行うとともに、①評価結果の予算要求等政策への反映、②重要政策に関する評価の徹底、③評価の客観性の確保、④国民への説明責任の徹底、⑤政策評価の基盤整備の5つの課題を挙げ、予算・決算との連携の強化、政策評価の重点化・効率化、達成目標の定量化等、課題解決のための各種取組を掲げた。

また、経済財政諮問会議においても、平成16年10月、政策評価について、有識者委員から総務省に対して省庁横断的な様式の作成、達成目標の定量化の徹底、第三者評価の実施等が、財務省に対して評価調書の改善、予算書の見直し等の要望が出された⁽³⁴⁾。この結果、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（骨太の方針2005）において「政策評価に関する基本方針」の改定等を平成17年内に行うことが盛り込まれ⁽³⁵⁾、制度の見直し作業に反映された。

さらに参議院行政監視委員会及び参議院本会議においても、政策評価法施行1年後（平成15年）の「政策評価に関する決議」に続き、平成17年には「政策評価制度の見直しに関する決議」が採択された（後述IV-2）。小泉純一郎首相（当時）も同年8月に、内閣総理大臣の施政方針演説などで表明する重要政策を各府省の評価の体系の中で明確に位置付けることを徹底するよう各大臣に指示した⁽³⁶⁾。

これらの動きを受けて、平成17年12月に、「政策評価に関する基本方針」が改定され⁽³⁷⁾、あわせて、新たなガイドラインとなる「政策評価の実施に関するガイドライン」⁽³⁸⁾が策定され

(28) 前掲注(26)の政令は、平成14年3月に「行政機関が行う政策の評価に関する法律第5条第4項の審議会で政令で定めるものを定める政令の一部を改正する政令」（平成14年政令第49号）により、「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」と題名が改められ、改正後の政令は、同年4月から施行された。

(29) 山谷清志「巻頭言 特集:政策評価制度10年の経験—レビューと展望—」『日本評価研究』13巻2号, 2013.11, p.1.

(30) 鎌田英幸「政策評価の本来の機能の発揮に向けて」『季刊行政管理研究』124号, 2008.12, p.40 は、「評価疲れ」の要因として、「膨大な量の作業は、各府省においても意識されているように、政策の企画立案への反映へと具体的に結実しなければ、意義ある活動とは言えず、担当職員が評価に主体的に取り組むモチベーションともならない」ことを挙げている。

(31) 衆議院における審議において当初の法律案に追加された。

(32) 政策評価・独立行政法人評価委員会政策評価分科会「政策評価制度に関する見直しの論点整理」2004.12. <http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/pdf/seisaku-giji-1632_4.pdf>

(33) 総務省「政策評価制度に関する見直しの方向性」2005.6.17. 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業ウェブサイト <http://warp.ndl.go.jp/collections/NDL_WA_po_print/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/s-news/2005/pdf/NDL_WA_po_050617_1_01.pdf>

(34) 牛尾治朗ほか「政策評価の充実に向けて」（経済財政諮問会議（平成16年第25回）有識者議員提出資料）2004.10.5. 内閣府ウェブサイト <<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/minutes/2004/1005/item2.pdf>>

(35) 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）p.8. 首相官邸ウェブサイト <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizai/kakugi/050621honebuto.pdf>>

(36) 「内閣の重要政策に関する政策評価の徹底について」（平成17年8月11日臨時閣議）での小泉首相の発言。

(37) 「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/main_content/000499512.pdf>

た。また、「行政改革の重要方針」が閣議決定され、規制の事前評価を義務付けるため必要な措置を講ずること⁽³⁹⁾や、政策評価の重点化・効率化の推進、予算・決算との連携強化、評価書等の改善を進めること等による国民への説明責任の徹底が盛り込まれた⁽⁴⁰⁾。

(2) 規制に対する事前評価の義務付け

政策評価法施行時には、いまだ規制に関する評価手法が確立していなかったため、規制は同法第9条の事前評価の対象外であった。しかし、既存規制のチェックの観点から「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)の中で、事前の規制影響分析(Regulatory Impact Analysis: RIA)⁽⁴¹⁾の活用と、RIAの分析手法の開発・向上に向けて、規制改革・民間開放推進会議と総務省及び各府省の連携がうたわれ⁽⁴²⁾、その後の3か年計画の改定及び再改定でも各府省によるRIAの試行等が盛り込まれた。規制に関する分析手法についても平成15年9月から平成16年7月まで総務省に置かれた「規制に関する政策評価の手法に関する研究会」で議論され、最終的には、平成19年4月の政策評価法施行令の一部改正が同年10月に施行されたことにより、規制にも事前評価が義務付けられた。同年8月には、施行令一部改正の施行に先立ち規制の事前評価の内容、手順等の標準的な指針を定めた「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」⁽⁴³⁾が策定された。

(3) 政策評価の重点化・効率化

平成18年6月には、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)が制定され、内閣の重要政策に係る政策評価の重点的かつ効率的な実施を推進することが規定された(第67条)。

(4) 予算・決算との連携強化への取組

政策評価と予算・決算との連携強化については、平成15年に財政制度等審議会が「公会計に関する基本的考え方」において、「予算の明確性の向上を図り、事後の評価を可能とする方向で、予算書、決算書の表示科目について、政府部内で早急に検討を進めるべきである」と示した⁽⁴⁴⁾のを皮切りに、翌年の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(骨太の方針2004)⁽⁴⁵⁾以後、経済財政諮問会議において予算書・決算書の見直し作業が進められた。そして、「経済財政改革の基本方針2007」(骨太の方針2007)において、経済財政諮問会議と総務省・

(38) 「政策評価の実施に関するガイドライン」(平成17年12月16日政策評価各府省連絡会議了承) 同上 <http://www.soumu.go.jp/main_content/000354069.pdf>

(39) 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)pp.22-23. 首相官邸ウェブサイト <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gyokaku/kettei/051224housin.pdf>>

(40) 同上, p.23.

(41) 規制改革・民間開放推進3か年計画は、RIAを「規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法」と定義している。「規制改革・民間開放推進3か年計画 I 共通の事項」(平成16年3月19日閣議決定) p. 共通7. 内閣府ウェブサイト <<https://www8.cao.go.jp/kisei/siryu/040319/1.pdf>>

(42) 同上, p. 共通6.

(43) 「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承)総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/main_content/000499513.pdf>

(44) 財政制度等審議会「公会計に関する基本的考え方」2003.6.30, p.13. 財務省ウェブサイト <https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaiseig150630a/zaiseig150630a.pdf>

(45) 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(平成16年6月4日閣議決定) 首相官邸ウェブサイト <<https://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2004/040604kaikaku.pdf>>

各府省の政策評価に関する連携を強化するとともに、「政策ごとに予算と決算を結び付け、予算とその成果を評価できるように、予算書・決算書の表示科目の単位（項・事項）と政策評価の単位とを対応させる等の見直しを行い、平成20年度予算から実施する」と明記され⁽⁴⁶⁾、実際に平成20年度予算から実施された⁽⁴⁷⁾。

II 行政事業レビュー制度の導入と政策評価制度

1 政権交代による新しい取組

(1) 国の事業仕分け

事業仕分けとは、予算項目ごとに、「そもそも」必要かどうか、必要ならばどこがやるか（官か民か、国か地方か）について、外部の視点で、公開の場において、担当職員と議論して、最終的に仕分ける制度である。事業仕分け自体は、シンクタンクの「構想日本」（加藤秀樹代表）が地方自治体向けに行ったものが最初（平成14年）であり、国の府省等を対象とした事業仕分けは、平成20年及び21年にも一部で見られた⁽⁴⁸⁾が、本格的に導入されたのは平成21年9月に起こった民主党連立政権への政権交代がきっかけである。

国民的な観点から、国の予算、制度、その他国の行政全般の在り方を刷新するとともに、国、地方公共団体及び民間の役割の在り方を見直すことを目的として平成21年9月に内閣府に置かれた行政刷新会議⁽⁴⁹⁾は、同年11月に多岐にわたる国の事業を対象に事業仕分け第1弾を行い、次いで平成22年4月及び5月に第2弾⁽⁵⁰⁾、同年10月及び11月には第3弾⁽⁵¹⁾を行った。事業仕分けによって一定の財源確保の成果は認められた⁽⁵²⁾が、特に事業仕分け第3弾については、対象となった平成22年度予算が政権交代後に編成されていることから、前政権の政策の見直し機能を有していた第1弾及び第2弾と性質が異なるという指摘もある⁽⁵³⁾。

また、行政刷新会議に規制・制度改革に関する分科会を置いて⁽⁵⁴⁾検討を続けた結果、平成23年3月には規制の仕分けを行い、また同年11月には、「無駄、非効率の根絶といったこれまでの視点にとどまらず、主要な歳出分野を幅広く対象として、政策的・制度的な問題にまで掘り下げた検討」⁽⁵⁵⁾を行うとして、提言型政策仕分けが行われた。

(46) 「経済財政改革の基本方針2007—「美しい国」へのシナリオ—」（平成19年6月19日閣議決定）pp.28-29. 同上 <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizai/kakugi/070619kettei.pdf>>

(47) 「平成20年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成19年8月10日閣議了解）財務省ウェブサイト <https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2008/h20gla.pdf>

(48) 自民党の無駄遣い撲滅プロジェクトチームが「政策棚卸し」として平成20年及び21年に、民主党も政権交代の直前である平成21年6月に行っている。大迫丈志「事業仕分けと行政事業レビュー—意義と課題—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』757号, 2012.8.28, p.1. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3528351_po_0757.pdf?contentNo=1>

(49) 「行政刷新会議の設置について」（平成21年9月18日閣議決定）首相官邸ウェブサイト <<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2009/0918sassinkaigi.pdf>>

(50) 第2弾前半が独立行政法人、第2弾後半が公益法人の事業を対象としていた。

(51) 第3弾前半が国の特別会計、第3弾後半がこれまでの仕分けの再仕分けを対象としていた。

(52) 事業仕分け第1弾で約2兆円（歳出削減額9692億円、歳入確保額1兆円）、事業仕分け第2弾及び第3弾の合計で約1兆7500億円（歳出削減額3515億円、歳入確保額1兆3984億円）の財源確保効果があったとされる。

「事業仕分け 実績と成果」構想日本ウェブサイト <<http://www.kosonippon.org/project/01.php>>

(53) 「（永田町通信）「事業仕分け」の変質」『週刊社会保障』2606号, 2010.11.29, p.60.

(54) 行政刷新会議の第6回（平成22年3月11日）から第1クール、第12回（平成22年10月20日）から第2クール、第20回（平成23年9月15日）から第3クールの検討がなされた。「行政刷新会議について」国立国会図書館インターネット資料収集保存事業ウェブサイト <<http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9283589/www.cao.go.jp/sasshin/kaigi.html>>

(2) 政策評価の事業仕分けと機能強化

事業仕分け第1弾においては、総務省の「政策評価、行政評価・監視」が仕分けの対象になり、「抜本的な機能強化」との評価結果を受けた⁽⁵⁶⁾。総務省は、これを受けて政務三役及び有識者とで構成される行政評価機能強化検討会を開催し、短時間で「行政評価機能の抜本的強化方策」⁽⁵⁷⁾をまとめた。政策評価・独立行政評価委員会への諮問・答申を経て、平成22年5月には、各府省の政策評価に関する情報公開の促進（「政策評価の基本方針」改定による「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」⁽⁵⁸⁾の新設）、事前評価の対象の拡大（政策評価法施行令改正による租税特別措置への事前評価導入⁽⁵⁹⁾及びそれに伴う「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」⁽⁶⁰⁾制定）等がなされることになった。

2 行政事業レビュー

(1) 行政事業レビュー制度の概要

行政事業レビューとは、各府省が、原則全ての事務事業（約5,000事業）について、予算の支出先・用途等の実態を把握し、国民に公表した上で、事業の内容や効果の点検を行い、その結果を概算要求や執行等に反映させる取組である。また、選定された一部の事業⁽⁶¹⁾については、外部有識者が参加して公開の場で事業の点検及び評価を行う公開プロセスが実施される。

予算執行の適切性については、平成21年10月の「予算編成等の在り方の改革について」⁽⁶²⁾において、各府省に、副大臣をトップ、官房長等を事務局長とし、外部の有識者が関与する機会を確保する「予算執行監視チーム」⁽⁶³⁾を設置し、無駄な予算執行の排除のための取組を行うとされた。そこで各府省内部で事業仕分けの内生化・定常化を図るため、平成22年3月の行政刷新会議の了承⁽⁶⁴⁾により「行政事業レビュー（国丸ごと仕分け）」が設けられた。ただし、平成22年は試行とし、平成23年は閣議決定⁽⁶⁵⁾はなされたが東日本大震災の影響で一部取組が省略されたため、本格実施は平成24年からとなった。

(55) 「行政刷新会議第21回議事要旨」2011.10.20, p.3. 同上 <http://warp.da.ndl.go.jp/collections/NDL_WA_po_print/info:ndljp/pid/9283589/www.cao.go.jp/sasshin/kaigi/pdf/NDL_WA_po_giji-yoshi21.pdf>

(56) 行政刷新会議「第1WG評価コメント 評価者のコメント（評価シートに記載されたコメント） 事業番号1-23 政策評価、行政評価・監視」2009.11.13. 同上 <http://warp.da.ndl.go.jp/collections/NDL_WA_po_print/info:ndljp/pid/9283589/www.cao.go.jp/sasshin/oshirase/h-kekka/pdf/nov13kekka/NDL_WA_po_1-23.pdf>

(57) 総務省「行政評価機能の抜本的強化方策」2010.4. <http://www.soumu.go.jp/main_content/000062210.pdf>

(58) 「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/main_content/000067741.pdf>

(59) 「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成22年政令第143号）により追加された「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」第3条第7号及び第8号において導入された。

(60) 「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月22日政策評価各府省連絡会議了承、平成25年8月5日一部改正）総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/main_content/000067742.pdf>

(61) 1億円以上の規模の事業、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミから指摘があった事業、長期的に実施され改善の余地が大きい事業。

(62) 「予算編成等の在り方の改革について」（平成21年10月23日閣議決定）首相官邸ウェブサイト <<https://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2009/1023yosanhensei.pdf>>

(63) 後に「予算監視・効率化チームに関する指針」（平成22年3月31日内閣官房国家戦略室）同上 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokkasenryaku/image/20100401_yosankansi_sisin.pdf> において「予算監視・効率化チーム」と改称された。同, p.1.

(64) 「行政事業レビューについて」（平成22年3月11日行政刷新会議）国立国会図書館インターネット資料収集保存事業ウェブサイト <http://warp.da.ndl.go.jp/collections/NDL_WA_po_print/info:ndljp/pid/2931926/www.cao.go.jp/sasshin/review/pdf/NDL_WA_po_s2-1.pdf>

(65) 「行政事業レビュー（国丸ごと仕分け）の実施について」（平成23年6月7日閣議決定）同上 <http://warp.da.ndl.go.jp/collections/NDL_WA_po_print/info:ndljp/pid/2931926/www.cao.go.jp/sasshin/review/pdf/NDL_WA_po_7.pdf>

(2) 行政事業レビューと政策評価の違い

政策評価は政策評価法に基づいて行われるが、行政事業レビューには根拠となる法令はない⁽⁶⁶⁾。また、政策評価の対象が施策であるのに対し、行政事業レビューの対象は事務事業であり、公開プロセスという外部有識者の参加の有無についても両者は異なる。さらに、そもそも政策評価は効果的・効率的な行政の推進及び政府による国民への説明責任の徹底が本旨であるのに対し、行政事業レビューは無駄撲滅の観点から開始されたため、翌年の概算要求への反映等、予算との関連性が強調されている。

3 政権交代後の行政事業レビューとその後の政策評価制度

(1) 政権交代と行政事業レビューの変容

平成24年末に自公連立政権への政権交代があり、政府は、事業仕分けは廃止したものの、行政事業レビューについては、行政改革推進会議での議論⁽⁶⁷⁾を経た上で存続することを閣議決定した⁽⁶⁸⁾。ただ、行政事業レビューには、政権交代前後で異なる点が見られる。すなわち、①無駄の撲滅だけでなく事業の効率化に向けた改善を目的に加えること、②民間有識者は府省の職員から独立してチェックを行うこと、③判定基準の「廃止」を「抜本的見直し」へ統合すること等である⁽⁶⁹⁾。ただし、平成26年の公開プロセスからは、事業の存続自体を問題とする場合の判定基準として、廃止の項目が復活しており、事業の必要性を評価する観点に影響を及ぼしているとする指摘もある⁽⁷⁰⁾。

(2) 政策評価と行政事業レビューの連携強化

行政改革推進会議では、政策評価についても併せて議論された。既に行政事業レビューに対応した「政策評価の事前分析表」⁽⁷¹⁾や各府省間の統一性・一覧性確保のための事後評価の評価書の共通書式を平成24年度から全政府的に導入していたが⁽⁷²⁾、平成25年度からは、政策評価と行政事業レビューの事業名と事業番号を共通化することにより、施策と事務事業の状況を一体的に把握し、政策評価と行政事業レビューを相互に活用することを目指した。

(3) 政策評価の標準化・重点化

政策評価全体の質の改善については、平成25年度から経済財政諮問会議において議論が進められ⁽⁷³⁾、平成25年6月の「経済財政運営と改革の基本方針」（以下「骨太の方針2013」）では「政

(66) 根拠は閣議決定（同上）である。<http://warp.da.ndl.go.jp/collections/NDL_WA_po_print/info:ndljp/pid/2931926/www.cao.go.jp/sasshin/review/pdf/NDL_WA_po_7.pdf>

(67) 行政改革推進会議第1回（平成25年2月27日）及び第2回（平成25年4月2日）。

(68) 「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）首相官邸ウェブサイト<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/gyoukakusuisin/dai2/siryou01.pdf>> これにより、前掲注(65)の閣議決定は廃止された。

(69) 田中弥生「政権交代を超えた行政事業レビュー—改変過程と課題—」『日本評価研究』14巻1号, 2014.11, p.9.

(70) 西山慶司「国レベルの事業仕分けと行政事業レビュー—政権交代の動向を踏まえて—」『山口経済学雑誌』66巻1・2号, 2017.7, p.54.

(71) 目標管理型の政策評価において、「目的、目標（指標）、それらの達成手段、各手段がいかに目標等の実現に寄与するか等に係る事前の想定」を明示するもの。「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」（平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承）p.2. 総務省ウェブサイト<https://www.soumu.go.jp/main_content/000152603.pdf>

(72) 「政策評価の実施に関するガイドラインの一部改正」（平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承）及び同ガイドライン改正を受けた「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」（平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承）の策定。「目標管理型の政策評価の改善方策」2012.3.27. 総務省ウェブサイト<https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56002.html>

策評価は、政策の効果と質を高めるための政策インフラである」として、エビデンスに基づく政策評価の確立等の方針が示された⁽⁷⁴⁾。これに基づく具体的な取組として「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」⁽⁷⁵⁾が策定され、平成26年度から実施された。

目標管理型政策評価とは、実績評価方式を用いた政策評価及びあらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する内容を含む、いわゆる「施策」レベルの政策の事後評価をいう。各府省共通の5段階区分により施策の目標達成状況を把握する（「評価結果の標準化」）とともに⁽⁷⁶⁾、政策評価の実施時期について、毎年度ではなく施策の節目に合わせて実施し、評価未実施の年度はモニタリングで進捗管理を行うこと（「実施時期の重点化」）及び目標達成状況のチェックだけでなく踏み込んだ評価を行うこと⁽⁷⁷⁾（「内容の重点化」）が盛り込まれた。

(4) 平成26年度行政事業レビュー公開プロセス

平成26年度総務省行政事業レビューにおいて、「行政評価等実施事業」⁽⁷⁸⁾が公開プロセスの対象となり⁽⁷⁹⁾、「事業内容の一部改善」との評価結果を受けた。改善の手法や事業見直しの方向性として、テーマ選定基準の明文化、選定プロセスの透明化、改善状況が国民に分かるようなフォローアップ方法の工夫、政策評価の仕組みの再構築及び政策評価と行政事業レビューの連携等が挙げられた。また、取りまとめコメントや有識者のコメントの中で、政策評価の費用対効果や政策評価に対するいわゆる「評価疲れ」についての指摘が見られた⁽⁸⁰⁾。

(5) 政策評価・独立行政法人評価委員会の提言

「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」（平成26年法律第66号）の施行に伴い、政策評価・独立行政法人評価委員会（I-2（4））は平成26年度限りで廃止された。同委員会は、活動終了に当たりこれまでの活動の総括と今後の課題についての提言⁽⁸¹⁾を取りまとめた。

「評価の現状」の項目では、各府省が行う政策評価に関する審議を振り返って「政策評価の取組は、我が国に定着したと言えるであろう」と一定の評価をした一方で、評価結果の政策への反映については不十分であり、「制度導入時の目標が十分に達成されていない」と厳しい評価を下している⁽⁸²⁾。統一性・総合性確保評価については、一部テーマの不明確性や関係府省

(73) 伊藤元重ほか「実効性あるPDCAサイクルの確立に向けて」（経済財政諮問会議（平成25年第12回）有識者議員提出資料 資料5）2013.5.20. 内閣府ウェブサイト <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2013/0520/shiryo_05.pdf>

(74) 「経済財政運営と改革の基本方針一脱デフレ・経済再生一」（平成25年6月14日閣議決定）p.32. 首相官邸ウェブサイト <https://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2013/_icsFiles/afiedfile/2013/06/20/20130614-05.pdf>

(75) 「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/main_content/000266288.pdf>

(76) 「目標超過達成」、「目標達成」、「相当程度進展あり」、「進展が大きい」、「目標に向かっていない」の5区分。同上, p.3.

(77) 同上, p.4. なお、踏み込んだ評価とは、具体的に、①事前に想定できなかった要因の分析、②達成手段の有効性・効率性の検証、③未達成となった原因の分析、④目標の妥当性と必要な見直し、を意味する。

(78) 行政評価局が実施する「行政評価局調査機能」（行政評価・監視（総務省設置法第4条第12号）及び統一性・総合性確保評価（同法第4条第11号）の総称）、「政策評価推進機能」及び「行政相談機能」の全てを指す。

(79) 「行政評価等による行政制度・運営の改善」が平成26年度の政策評価（目標管理型の政策評価）の対象となっていたため選定された。総務省行政事業レビュー推進チーム事務局「平成26年度に総務省において実施する行政事業レビュー公開プロセスの対象事業候補の選定過程等について（外部有識者からいただいたご意見への対応）」2014.5.29. <http://www.soumu.go.jp/main_content/000297304.pdf>

(80) 「【1】行政評価等実施事業（総務本省）」（平成26年度評価結果）pp.1-3. 総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/main_content/000300480.pdf>

(81) 政策評価・独立行政法人評価委員会「提言」2015.3.9. 同上 <http://www.soumu.go.jp/main_content/000345491.pdf>

(82) 同上, p.4.

の政策の整理不足があったと指摘し、また、行政評価・監視と統一性・総合性確保評価の連携確保（政策評価法第 18 条）については、行政の見直し・改善という目的や全国に配置された管区行政評価局等を動員しての調査に共通する点も多く、両者は総合的・一体的に行われることが望ましいと指摘した⁽⁸³⁾。

その上で、委員会の提言は、政策評価全般の課題について、定量的な根拠に基づいた評価の徹底及び政策の有効性を検証する上での政策効果の的確な把握を挙げるとともに、評価の質を高めるだけでは PDCA を軸としたマネジメントサイクルは十分に機能せず、予算や法令といった政策の企画立案及びその実施が的確になされること、そして評価結果が適切に政策へ反映されることが必要であると整理した⁽⁸⁴⁾。また、目標管理型政策評価、規制の事前評価、行政評価局調査のそれぞれについて、改善に向けた各種の提言を行った⁽⁸⁵⁾。

(6) 政策評価審議会

政策評価・独立行政法人評価委員会の政策評価部門の実質的な後継機関として平成 27 年度に発足した政策評価審議会には、政策評価制度部会が設置され、更に同部会の下にワーキンググループ（WG）として目標管理型評価 WG と規制評価 WG が置かれた⁽⁸⁶⁾。

目標管理型評価 WG での審議を経て、政策評価制度部会は、平成 28 年 2 月に「目標管理型の政策評価の改善方策」⁽⁸⁷⁾をまとめた。同方策の中で改善点として挙げられたのは、①施策の特性に応じた評価、②目標等を設定するまでのプロセス（因果関係）明確化、③測定指標の定量化等 3 点であった。中でも②については、「可能な限り現状や課題をデータなどのエビデンスに基づいて分析し、達成すべき目標、目標を達成するために必要な手段、目標の達成度合いを測定するための測定指標を設定するまでのプロセス（因果関係）を明らかにすることが望ましい」⁽⁸⁸⁾としており、ロジックモデルの考え方の導入が示唆されている。

また、政策評価制度部会は、平成 29 年 3 月に「規制に係る政策評価の改善方策」⁽⁸⁹⁾を、平成 30 年 3 月には「公共事業に係る政策評価の改善方策」⁽⁹⁰⁾を取りまとめ、各府省の行う政策評価の改善を検討している。さらに行政評価局調査についても、「政府内にあって施策や事業の担当府省とは異なる立場からしがらみなく」「府省全体を俯瞰し横断的な観点からチェックを行」い、管区行政評価局・行政評価事務所等の調査スタッフを動員し、「政策や業務の実施状況について直接実地の調査を行う点」が強みであると分析した上で、行政評価局調査のテーマ選定についての具体的な視点を提示している⁽⁹¹⁾。

⁽⁸³⁾ 同上, pp.4-5.

⁽⁸⁴⁾ 同上, pp.10-11.

⁽⁸⁵⁾ 同上, pp.11-13.

⁽⁸⁶⁾ 目標管理型評価 WG 及び規制評価 WG は、第 1 回政策評価審議会（平成 27 年 5 月 12 日）と同日に開催された政策評価制度部会において設置された。その後、第 6 回政策評価制度部会（平成 28 年 3 月 31 日）において、公共事業評価 WG が設置された。

⁽⁸⁷⁾ 政策評価審議会政策評価制度部会「目標管理型の政策評価の改善方策（平成 27 年度）」2016.2. 総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/main_content/000403634.pdf>

⁽⁸⁸⁾ 同上, p.6.

⁽⁸⁹⁾ 政策評価審議会政策評価制度部会「規制に係る政策評価の改善方策」2017.3. 総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/main_content/000471068.pdf> なお、これを受けて平成 29 年 7 月に「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」が改正された。

⁽⁹⁰⁾ 政策評価審議会政策評価制度部会「公共事業に係る政策評価の改善方策—完了後の事後評価の効果的な活用とその推進に向けて—（平成 29 年度最終取りまとめ）」2018.3. 同上 <http://www.soumu.go.jp/main_content/000543671.pdf>

Ⅲ EBPM の推進

1 EBPM 推進委員会

EBPM の導入については、「エビデンスに基づく政策評価」⁽⁹²⁾や「エビデンスに基づく PDCA の徹底」⁽⁹³⁾の表現により政府の骨太の方針で導入方針が示される中、統計改革や官民データ活用推進の観点から議論と取組が進められた経緯がある⁽⁹⁴⁾。平成 29 年 5 月の「統計改革推進会議最終取りまとめ」⁽⁹⁵⁾(以下「最終取りまとめ」)において「政府横断的な EBPM 機能」を担う組織として要請されていた EBPM 推進委員会が、現在 EBPM 推進体制を取りまとめている。

第 1 回 EBPM 推進委員会において、EBPM「三本の矢」と呼ばれる経済・財政再生計画の点検・評価、政策評価及び行政事業レビューの各種先行取組について、EBPM 導入に関する取組が示された。以下では、政策評価及び行政事業レビューそれぞれの EBPM 導入の取組について述べる。

2 政策評価及び行政事業レビューそれぞれの EBPM 導入の取組

(1) 政策評価

行政評価局は、統計改革推進会議での議論を踏まえ、目標管理型政策評価につき客観的な情報・データの活用及び公表の質の向上を改めて徹底させる旨、平成 29 年 3 月に各府省に対し指示した⁽⁹⁶⁾。これにより、おおむね 4 月から作成が開始され 8 月に公表された同年の各府省の政策評価書においては、データの活用や EBPM の手法が取り入れられることとなった。さらに、行政評価局は同年 6 月に、各府省に対し 3 施策程度のロジックモデルの試行的作成を依頼した⁽⁹⁷⁾。

行政評価局は、各府省の政策評価書の検証による EBPM のチェックを進めるとともに、EBPM のリーディングケースの提示を目指し、総務省、関係府省及び学識経験者による実証的共同研究を行うとの最終取りまとめの方針⁽⁹⁸⁾を踏まえ、平成 30 年度において「IoT サービス創出支援事業」、「女性活躍推進」、「競争政策における広報」、「訪日インバウンド施策」の 4 分野で実証的共同研究を行った⁽⁹⁹⁾。実証的共同研究の報告書総論では、政策評価の把握・分析の目的、ロジックモデルの活用、エビデンスの 3 論点につき、EBPM に関する有識者との意見

(91) 政策評価審議会「行政評価局調査のテーマ選定に関する中長期的な考え方」2016.2.23, p.1. 同上 <http://www.soumu.go.jp/main_content/000403637.pdf>

(92) 骨太の方針 2013, 前掲注(74), p.32.

(93) 「経済財政運営と改革の基本方針—経済再生なくして財政健全化なし—」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)p.29. 首相官邸ウェブサイト <https://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2013/_icsFiles/afieldfile/2013/06/20/20130614-05.pdf>

(94) 本報告書の小池拓自・落美都里「我が国における EBPM の取組」I 参照。

(95) 「統計改革推進会議 最終取りまとめ」(平成 29 年 5 月 19 日統計改革推進会議決定) 首相官邸ウェブサイト <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/toukeikaikaku/pdf/saishu_honbun.pdf>

(96) 総務省行政評価局「EBPM 推進に係る行政評価局の取組について」(第 1 回 EBPM 推進委員会 資料 7) 2017.8.1, pp.1, 4. 同上 <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/ebpm/dai1/siryou7.pdf>>

(97) 同上, p.1.

(98) 「統計改革推進会議 最終取りまとめ」前掲注(95), pp.6-7.

(99) 実証的共同研究の総論的報告書及び個々の研究の報告書は、次のウェブサイトに掲載されている。「調査結果等」総務省政策評価ポータルサイト <http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/chousakenkyu.html> なお、実証的共同研究は、平成 31 (令和元) 年度も引き続き実施される予定である。総務省行政評価局「政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究—報告書総論 ver.1.0—」2019.4, p.1. 総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/main_content/000617153.pdf>

交換会⁽¹⁰⁰⁾から得られた示唆を踏まえ、実際に実証的共同研究を行った結果の「気付き」を各府省の実務者に参考となるよう共有した⁽¹⁰¹⁾。

(2) 行政事業レビュー

平成 29 年 3 月の行政事業レビュー実施要領の一部改正⁽¹⁰²⁾により、EBPM の観点から成果目標を定量化することと根拠となる統計・データを示すことが明記された。同年秋に行われた年次公開検証（秋のレビュー）において、「EBPM の試行的検証」として、ICT の活用をテーマとした農林水産省、経済産業省及び文部科学省の 3 モデル事業並びに複数省庁関連事業として建設労働者雇用安定支援事業費（厚生労働省）及び建設業における女性の働き方改革の推進（国土交通省）の 2 テーマを選定し、外部有識者による検証を実施した⁽¹⁰³⁾。この試行的検証を踏まえた上で、平成 30 年及び令和元年の「公開プロセス」において、ロジックモデル等を活用した EBPM の観点からの検証が行われた⁽¹⁰⁴⁾。

また、事業実施から成果の発現に至る過程に応じて、成果目標（アウトカム）を初期・中期・後期と段階的に設定するなど、レビューシートの記載内容の質の向上を図ることとされた⁽¹⁰⁵⁾。

3 人材確保・育成

(1) 最終取りまとめまでの動き

EBPM 推進体制を整備するためには、各府省が EBPM に明るい人材を確保・育成することが必須である。EBPM の基礎となるエビデンスに関しては政府統計機関によって作成された公式統計が重要な役割を果たすため、EBPM 推進体制を整備するための人材の育成・確保の問題は、統計人材の育成・確保の問題と密接な関連を有し、既に様々な議論や取組がなされている。

「経済財政運営と改革の基本方針 2016」（骨太の方針 2016）⁽¹⁰⁶⁾に経済統計の改善が盛り込まれ、年内に政府の方針を取りまとめるものとされたことを受けて、平成 28 年 9 月に「より正確な景気判断のための経済統計の改善に関する研究会」が内閣府に設置された。同年 12 月の同研究会の報告書には、総務省の統計研修所⁽¹⁰⁷⁾を充実・強化し、統計精度向上のための技術研究開発及び専門人材育成のための統計研修を強力に推進すること、経済統計に関連する各府省に、統計人員の確保・増強や専門人材の育成の具体的方策を検討することが盛り込まれた⁽¹⁰⁸⁾。また、

⁽¹⁰⁰⁾ 平成 30 年 3 月から 5 回にわたり行われ、同年 10 月に報告書がまとめられた。総務省 EBPM に関する有識者との意見交換会事務局「EBPM(エビデンスに基づく政策立案)に関する有識者との意見交換会報告(議論の整理と課題等)」2018.10. 同上 <http://www.soumu.go.jp/main_content/000579366.pdf>

⁽¹⁰¹⁾ 総務省行政評価局 前掲注99, p.50.

⁽¹⁰²⁾ 行政改革推進会議「行政事業レビュー実施要領の一部改正について(案)」(第 27 回行政改革推進会議 資料 1) 2017.3.28. 首相官邸ウェブサイト <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/dai27/siryou1.pdf>>

⁽¹⁰³⁾ 「秋のレビュー 2 日目(平成 29 年 11 月 15 日開催)」 「政府の行政改革」ウェブサイト <<https://www.gyokaku.go.jp/review/aki/H29/2nd/index.html>>

⁽¹⁰⁴⁾ 「平成 30 年度行政事業レビュー公開プロセスにおける EBPM の試行的実践」(第 3 回 EBPM 推進委員会 資料 2-1) 2018.8.28. 首相官邸ウェブサイト <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/ebpm/dai3/siryou2_1.pdf>; 「令和元年度行政事業レビュー公開プロセスを活用した EBPM の取組」(第 4 回 EBPM 推進委員会 資料 2-1) 2019.9.9. 同上 <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/ebpm/dai4/siryou2-1.pdf>>

⁽¹⁰⁵⁾ 行政改革推進会議「行政事業レビューの充実の主なポイントについて(案)」(第 31 回行政改革推進会議 資料 1-1) 2019.3.28. 同上 <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/dai31/siryou1-1.pdf>>

⁽¹⁰⁶⁾ 「経済財政運営と改革の基本方針 2016 — 600 兆円経済への道筋—」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定) 内閣府ウェブサイト <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2016/2016_basicpolicies_ja.pdf>

⁽¹⁰⁷⁾ 統計研修の提供だけでなく統計研究や他府省に対する技術的支援等の所掌範囲の拡大を踏まえ、平成 29 年 4 月に「統計研修所」から「統計研究研修所」へと名称を変更した。佐藤朋彦「政府の EBPM を推進する統計人材の育成—総務省統計研究研修所の新たな取組み—」『統計』69 巻 12 号, 2018.12, p.3.

同月に経済財政諮問会議が取りまとめた「統計改革の基本方針」にも、統計研修所における「官庁データサイエンティスト」の育成や各府省への支援強化とともに、統計関係予算・機構定員等の抜本見直し並びに大学や民間研究機関の統計人材の積極的活用及び民間事業者の育成等に取り組むことが明記された⁽¹⁰⁹⁾。さらに、翌平成29年5月の最終取りまとめにおいて、平成29年度内を目途としてEBPMの実践や推進、加工統計を含む統計の作成や提供等に携わる人材層を総合的に構築するための人材の確保・育成等に関する方針を策定することとされた⁽¹¹⁰⁾。

(2) EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針

EBPM推進委員会と統計委員会は、最終取りまとめを受けて、平成30年4月に「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」（以下「人材確保育成方針」）を取りまとめた。人材確保育成方針は、EBPMに関する知見（統計リテラシーを含む。）を有する人材確保の観点から、①国家公務員の採用時におけるEBPMに関する取組の広報、②専門的な知識・経験を有する人材の任期付採用や中途採用の積極的活用、③若年期（本省課長補佐相当職に昇任するまでの間）におけるEBPM推進部局のポスト又は政策の立案担当部局におけるEBPMを実践するポストへの配置と適性が認められる職員についての上記部局への長期配置や複数回配置、④EBPMの取組の職員の人事評価への適切な反映等を挙げ、また人材育成の観点からは、⑤行政改革推進会議事務局による研修への講師派遣、⑥府省横断的なEBPMについての勉強会の実施等を打ち出している⁽¹¹¹⁾。

また、総務省の統計研修についても、平成29年4月に「統計研修所」から名称変更した統計研究研修所が中核となって、オンライン研修を中心に府省横断プログラムを体系的に再構築することを求め、各府省の統計人材⁽¹¹²⁾の統計研修の受講を促進する等の取組を打ち出し、あわせて、統計人材の確保、育成、外部人材の活用等についても言及している⁽¹¹³⁾。

(3) 人材確保育成方針に沿った実際の取組

行政改革推進本部事務局による府省横断的なEBPM勉強会、内閣人事局と連携した採用活動、研修等は、人材確保育成方針の策定前の平成30年1月から既に実施されている⁽¹¹⁴⁾。総務省の統計研修については、平成29年、統計専門課程において「政策立案と統計」、「政策評価と統計」と題する新たな2つの研修を開始し、平成30年度からは、両研修の充実を図るため、「EBPMと統計」と題する講義をそれぞれに新たに加えているほか、外部有識者を講師とするデータサイエンス入門やビッグデータ活用のための入門研修及び利活用研修も行われる等、研修の充実が図られている⁽¹¹⁵⁾。

(108) より正確な景気判断のための経済統計の改善に関する研究会「より正確な景気判断のための経済統計の改善に関する研究会報告」2016.12.13, p.13. 内閣府ウェブサイト <<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/statistics/hokoku.pdf>>

(109) 経済財政諮問会議「統計改革の基本方針」2016.12.21, p.9. 同上 <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2016/1221_2/shiryo_04.pdf>

(110) 「統計改革推進会議 最終取りまとめ」前掲注(95), p.33.

(111) EBPM推進委員会・統計委員会「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」2018.4.27, pp.2-3. 政府の行政改革ウェブサイト <<https://www.gyokaku.go.jp/ebpm/img/guideline1.pdf>>

(112) 「所管統計に係る企画、統計調査の設計、統計データの作成・提供、専門的な分析及び分析に係る他部門への支援等の業務を担うことのできる人材」同上, p.4.

(113) EBPM推進委員会・統計委員会 前掲注(111), p.4-6.

(114) 内閣官房統計改革推進室「統計改革の推進状況について」（第5回統計改革推進会議 資料1）2019.8.2, p.2. 首相官邸ウェブサイト <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/toukeikaikaku/dai5/siryou1.pdf>>

また、毎月勤労統計調査の不適切処理に端を発する統計の諸問題の再発防止の対策として、一定の統計業務経験を積んだ統計職員で、統計の高度な調査設計、管理、分析、審査能力を有する者を、「統計データアナリスト」、統計調査の管理や一定の分析、審査能力を有する者を「統計データアナリスト補」と認定し、おおむね5年後を目途に各府省の統計部局に有資格者の配置を推進することが令和元年12月に打ち出された⁽¹¹⁶⁾。統計データアナリスト等は政策立案や評価、政策研究の現場でも活躍することが想定されており、この資格の創設はEBPM推進の人材確保・育成にもつながるとされている⁽¹¹⁷⁾。今後は、研修等による府省職員のリテラシー向上とともに、人材確保育成方針の中で「隘路等」と表現されている⁽¹¹⁸⁾民間からの任期付採用や中途採用の積極的活用についての課題とその方策の検討等が問題となろう。

IV 行政機関外部からの評価

平成9年の行政改革会議最終報告は、「評価は、政府部内のそれとともに、政府の部外からもなされることが重要である」としており、国会への期待と、会計検査院の機能の充実強化に言及していた⁽¹¹⁹⁾。また、政策評価法は国会への報告義務を規定している（第19条）が、政策評価を通じての国会による行政監視機能が今後の課題と指摘されている⁽¹²⁰⁾。以下、それぞれの動きについて概観する。

1 会計検査院の検査

(1) 会計検査院の有効性検査

会計検査院は、「正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点」から会計検査を行っている⁽¹²¹⁾。中でも、事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が所期の目的を達成しているか、また効果を上げているかという観点から行う有効性検査は、会計面を切り口として広く行政全般がその対象になることから、政策に対する評価の機能を有する。

会計検査院の有効性検査は、政策評価制度の導入と密接な関係を有する。政策評価制度の導入により、政策評価結果の信頼性を高めるための検査や効果を定量的に分析する検査の実施、また、政策評価の動きに連動した検査テーマの選定等、「検査テーマと評価手法にある程度の多様化をもたらし、会計検査の充実強化に資する検査環境を醸成したと評価できる」とする分析がある⁽¹²²⁾。また、各年の有効性検査の件数には一定の増減変化は観察されるものの、「有効

(115) 佐藤 前掲注(07), pp.5-6.

(116) 統計改革推進会議 統計行政新生部会「統計行政の新生に向けて一将来にわたって高い品質の統計を提供するために」2019.12.24, pp.32-33. 首相官邸ウェブサイト <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/toukeikaikaku/pdf/20191224_shinsei_honbun.pdf>

(117) 統計研究研修所が統計データアナリスト等育成課程を新設し、政府全体で有資格者の計画的な育成を行うこととしている。同上, pp.33-35.

(118) EBPM 推進委員会・統計委員会 前掲注(04), p.2.

(119) 「Ⅲ 新たな中央省庁の在り方 5 評価機能の充実強化 (4) 会計検査院による評価」行政改革会議 前掲注(6)

(120) 南島和久「参議院と行政監視機能—政策の合理化と透明化を中心に—」『評価クォーターリー』49号, 2019.4, pp.8-9 は、評価文化に関する国際比較（2001年調査と2011年調査）を基に、日本の政策評価制度は「専門的組織・機関があること」、「議会での制度化の水準」などの項目の成績が芳しくないことを挙げ、「日本の政策評価制度は、「行政制度としては充実している」ものの、「立法府や専門性の視点からは課題がある」ということができる」と指摘している。

(121) 会計検査院法（昭和22年法律第73号）第20条第3項；「検査の観点」会計検査院ウェブサイト <<https://www.jbaudit.go.jp/effort/operation/viewpoint.html>> なお、同項は平成9年改正で追加されたが、有効性の検査は1960年代から行っていたものであり、同項の規定は確認的な規定と解されている。

性検査はすでに会計検査実務のなかに定着しているといつて差し支えないであろう」との指摘もある⁽¹²³⁾。

(2) 政策評価の実施状況に関する随時報告

会計検査院は、骨太の方針 2013 及び次節で述べる国会の「政策評価制度に関する決議」を契機として、各府省等における政策評価の実施状況等について、平成 22 年度から平成 26 年度までの政策（狭義）、施策及び事務事業の 3 区分⁽¹²⁴⁾に係る政策評価計 10,850 件を対象として横断的に検査を行い、平成 27 年 12 月に「各府省等における政策評価の実施状況等について」を取りまとめて衆参両院議長及び内閣総理大臣に報告した。この報告書では、各府省の実施状況や政策体系の区分別（政策（狭義）、施策、事務事業）の実施状況について詳細な分析を行い、①目標管理型の政策評価、②研究開発・公共事業・政府開発援助・規制・租税特別措置の 5 分野の政策評価、③事前評価後の事後評価又は検証の 3 点について各種の努力項目を挙げ、これらに留意して政策評価を実施すべきとする等の指摘を行った⁽¹²⁵⁾。

2 国会の決議等

(1) 「政策評価に関する決議」（平成 15 年）

政策評価制度が始まってから約 1 年後に、参議院行政監視委員会及び参議院本会議において、「政策評価に関する決議」が全会一致で可決された⁽¹²⁶⁾。この決議は、政策評価法に基づき初めて国会に提出された年次報告書及び参議院行政監視委員会での調査等を踏まえたものであり、①可能な限り定量的な評価手法の採用と政策評価書の早期作成・公表及び評価の拡充、②総務省による評価専担組織としての政策評価の結果を踏まえた政策の見直し・改善とそれに対する総務省的的確なフォローアップ等をその内容としていた⁽¹²⁷⁾。

(2) 「政策評価制度の見直しに関する決議」（平成 17 年）

第 162 回国会では、参議院行政監視委員会及び参議院本会議において、「政策評価制度の見直しに関する決議」が全会一致で可決された⁽¹²⁸⁾。この決議は、政策評価法の見直し時期となる施行後 3 年に合わせてなされたものであり、「政策評価制度は一定の進展が図られているものの、必ずしも政策評価結果が有効に活用されていない場合もある」として、①政策評価の質の向上及び政策評価結果の一層の活用、②政策体系をあらかじめ明示した上での評価、新規事

⁽¹²²⁾ 東信男「政策評価と会計検査—政策評価が有効性の検査に与えた影響—」『会計検査研究』51 号, 2015.3, p.47. なお、この論文は、会計検査の有効性検査をロジックモデルを使って類型化し、政策評価制度が導入される直前の 5 か年度分（平成 7～11 年度）と直近の 5 か年度分（平成 20～24 年度）を比較分析している。

⁽¹²³⁾ 藤井秀樹「(巻頭言) 公会計監査における 3E 検査の意義と可能性—会計検査院法改正から 20 年に寄せて—」『会計検査研究』60 号, 2019.9, p.9.

⁽¹²⁴⁾ 小池・落 前掲注⑨, II -2(4) 参照。

⁽¹²⁵⁾ 会計検査院「会計検査院法第 30 条の 2 の規定に基づく報告書「各府省等における政策評価の実施状況等について」」2015.12, pp.91-93. <http://report.jbaudit.go.jp/org/pdf/271210_zenbun_01.pdf>

⁽¹²⁶⁾ 第 156 回国会参議院行政監視委員会会議録第 8 号 平成 15 年 7 月 16 日 pp.1-2; 第 156 回国会参議院会議録第 41 号 平成 15 年 7 月 18 日 pp.1-2.

⁽¹²⁷⁾ 決議は全 7 項目だが、3-7 については個別政策に対する指摘である。なお、委員会で可決された決議と本会議で可決された決議は文言が一部異なる（平成 17 年及び平成 27 年の決議も同様）が、本会議決議の本文は、「政策評価に関する決議」2003.7.18. 参議院ウェブサイト <https://www.sangiin.go.jp/japanese/san60/s60_shiryoku/ketsugi/156-01.html>

⁽¹²⁸⁾ 第 162 回国会参議院行政監視委員会会議録第 7 号 平成 17 年 6 月 13 日 pp.21-22; 第 162 回国会参議院会議録第 27 号（その 1）平成 17 年 6 月 22 日 pp.1-2.

業等の積極的な事前評価及び事後評価の徹底、③政策評価の重点化・効率化、④政策目標の数値化への取組及び評価に当たって前提としたデータや評価手法等の公表の徹底、⑤政策評価と予算、決算の連携強化、⑥政策評価結果の国民への伝達及び政策評価の取組等の積極的な広報、の 6 項目を挙げ⁽¹²⁹⁾、平成 15 年の決議よりも具体的な改善措置を求めている。この決議の内容の多くは、政府によるその後の見直し作業（I-3（1））に反映されたとされる⁽¹³⁰⁾。

(3) 「国会版事業仕分け」（平成 23 年）

衆議院決算行政監視委員会は、平成 23 年 11 月、行政監視に関する調査を行う小委員会を設置し、いわゆる国会版事業仕分けを行った⁽¹³¹⁾。これは、行政刷新会議の事業仕分けに倣い、小委員会の委員が仕分け人として公開の場で「廃止」、「凍結」等の判断を下し、評価結果に基づき政府に勧告するものであった。同小委員会は、国の事業から 4 事業⁽¹³²⁾を選定し、政府及び有識者に対し自由質疑を行った上、小委員長により各小委員の評価結果が報告された。同年 12 月 8 日、決算行政監視委員会において「行政監視に基づく事業の見直しに関する決議」が全会一致で可決され、政府に対し上記 4 事業につき改善すべき点を指摘した上で速やかに対応するよう求め、反映状況について講じた措置について、同委員会に 6 か月以内に報告することを求めた⁽¹³³⁾。

(4) 「政策評価制度に関する決議」（平成 27 年）

「政策評価制度の見直しに関する決議」から 10 年を経過した平成 27 年は、政策評価・独立行政法人評価委員会が 4 月に政策評価審議会へ改組されたこと、地方創生に関連し地方公共団体に PDCA サイクルの整備が求められていたこと、国際評価年⁽¹³⁴⁾であること等、政策評価に関連する様々な動きがあった。これらを踏まえ、第 189 回国会では、参議院行政監視委員会及び参議院本会議において、「政策評価制度に関する決議」が全会一致で可決された⁽¹³⁵⁾。本決議は、①事後評価における適切な目標設定と達成手段の事前に明示した数値や明確な根拠に基づく評価の実施及び事前評価における政策の効果と政策費用の的確な把握の徹底。②目標管理型の政策評価について、事前分析表の作成段階において設定される目標や測定指標の改善。測定

(129) 参議院本会議決議の本文は、「政策評価制度の見直しに関する決議」2005.6.22. 参議院ウェブサイト <https://www.sangiin.go.jp/japanese/san60/s60_shiryoku/ketsugi/162-03.html>

(130) 畠 前掲注(7), p.153.

(131) 衆議院調査局予算調査室『政治・経済等の動き—第 177 回国会閉会後（H23.9.1～H24.9.8）—』2012.11, p.42; 第 179 回国会衆議院決算行政監視委員会行政監視に関する小委員会議録第 1 号 平成 23 年 11 月 16 日; 第 179 回国会衆議院決算行政監視委員会行政監視に関する小委員会議録第 2 号 平成 23 年 11 月 17 日。当時野党であった自民党が委員長ポストを握っており、自民党主導であったと報じられている。「(カオスの深淵) 壊れる民主主義: 3 政権変転、国会覚醒の時」『朝日新聞』2012.1.4.

(132) 「革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラの構築」、「医療費レセプト審査事務」、「公務員宿舍建設・維持管理等に必要な経費」、「原子力関連予算の独立行政法人及び公益法人への支出」。

(133) 第 179 回国会衆議院決算行政監視委員会議録第 4 号 平成 23 年 12 月 8 日 pp.1-2. 4 事業の各所管大臣からの報告は、平成 24 年 6 月 13 日の行政監視に関する小委員会で聴取された。第 180 回国会衆議院決算行政監視委員会行政監視に関する小委員会議録第 1 号 平成 24 年 6 月 13 日 pp.1-3.

(134) 2015（平成 27）年は国際連合の評価グループから評価と証拠に基づく政策形成を提唱する「国際評価年」と指定され、2014 年の国連総会でも、国単位での評価能力の向上について決議が行われた。2015 年は、ミレニアム開発目標の最終年であり、2016 年以降の SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) も見越して、評価への要請が高まることも考えてのことであるとされる。「シンポジウム報告「国際評価年：評価のイノベーション」」『日本評価研究』16 巻 1 号, 2016.8, p.89.

(135) 第 189 回国会参議院行政監視委員会議録第 3 号 平成 27 年 7 月 6 日 pp.16-17; 第 189 回国会参議院会議録第 31 号 平成 27 年 7 月 8 日 pp.1-2.

指標の客観化・定量化に向けての更なる開発・設定、③政策評価と行政事業レビューとの連携強化による政策の体系化、一覧性の確保の推進、④総合評価の一層の活用、⑤総合性・統一性確保評価の充実・強化、⑥客観性担保評価活動の一段の見直し・改善、⑦地方創生推進諸施策の実施に当たって、総務省は、評価専担組織の立場から、地方公共団体における地域活性化策の実施状況、効果の発現状況、国の支援施策の活用状況等について、早期に調査・検証を行うこと。⑧政策評価推進機能を担う総務省において、地方公共団体がPDCAサイクルを十分活用できるよう、国の関係部局及び地方公共団体への評価手法等の情報提供等の支援に努めること、の全8項目から成り⁽¹³⁶⁾、過去2回の決議に比べ、手法等について具体的な指摘が多い点、総務省に対する項目が多い点、地方創生という具体的な政策に言及した項目があるという点が特徴である⁽¹³⁷⁾。

(5) 参議院における行政監視機能の強化

参議院改革協議会は、参議院における行政監視機能の強化について協議を行い、平成30年に報告書を取りまとめた⁽¹³⁸⁾。この報告書には、通常国会の参議院本会議において政策評価等に関する政府からの報告を聴取し質疑を行うことや、参議院行政監視委員会が本会議報告及び質疑等を踏まえ調査項目を選定し⁽¹³⁹⁾、閉会中も活動するとともに、省庁別の調査の実施等を検討することが盛り込まれた⁽¹⁴⁰⁾。また、同報告書では、参議院行政監視委員会は行政監視の実施の状況について本会議へ報告し、本会議はその報告を受けて必要に応じて行政の執行に対する改善勧告を行い、政府に対し当該勧告の結果講じた措置についての報告を求めるものとされている⁽¹⁴¹⁾。上記事項が行われた場合には「政策評価はまたひとつ新しいステージに入る」⁽¹⁴²⁾と評価されている。

おわりに

政策評価法に基づく我が国の政策評価制度、行政事業レビュー及び行政機関外から広義の政策を評価する各種制度は、制度や枠組みの観点からは非常に発達していると言える。しかし、実際に機能し政府の政策の改善につながっているかどうかは疑問視され続けてきており、特に政策効果の定量化⁽¹⁴³⁾や政策評価結果の政策への反映⁽¹⁴⁴⁾については、平成27年の政策評価・独立行政法人評価委員会の提言（Ⅱ-3（5））及び政策評価制度に関する決議（Ⅳ-2（4））を典型

⁽¹³⁶⁾ 参議院本会議決議の本文は「政策評価制度に関する決議」2015.7.8. 参議院ウェブサイト <<https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/189/150708.html>>

⁽¹³⁷⁾ 徳田貴子「政策評価制度に関する決議—10年ぶり3度目の決議をめぐる動き—」『立法と調査』369号, 2015.10, pp.28-29.

⁽¹³⁸⁾ 「参議院における行政監視機能の強化—新たな行政監視サイクルの構築と行政監視委員会の通年的な活動—」（参議院改革協議会報告書）2018.6.1. 参議院ウェブサイト <https://www.sangiin.go.jp/japanese/kaigijoho/kyougikai/h29/pdf/h29kyougikai_houkoku_1.pdf>

⁽¹³⁹⁾ 「調査項目の選定に当たっては、本会議報告・質疑にとどまらず、行政の組織・運営上の課題、国民の関心の高い事項についても、幅広く考慮する」との申合せがあり（同上, p.3）、また参議院ホームページ上に苦情窓口を開設し、国民から寄せられる苦情も調査の端緒として活用するとされている。

⁽¹⁴⁰⁾ 同上, p.1.

⁽¹⁴¹⁾ 同上, p.2.

⁽¹⁴²⁾ 南島 前掲注⁽²⁰⁾, p.2.

⁽¹⁴³⁾ EBPMの取組が政策効果の定量的把握の進展に資するかについて、岩本康志「政策効果の定量的把握」『レファレンス』825号, 2019.10, pp.1-28 <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11375346_po_082501.pdf?contentNo=1> 参照。

として、政府内外から繰り返し課題とされてきている。

近年政府内で推進されている EBPM も、政策の有効性を検証する上での政策効果の的確な把握を図るためのものであり、政策評価の課題と問題意識を同じくしている。EBPM がその意図に沿って機能すれば、合理的な政策形成を促す取組となるはずである。しかしながら、現在の政策評価の大多数を占め、EBPM の導入を図ろうとしている目標管理型政策評価において、政策効果はアウトカム自体を指し、アウトカムの定量化に焦点が当たっている⁽¹⁴⁵⁾。EBPM の中ではアウトプットとアウトカムの関係としての政策効果を示す証拠が重視され、その関係を示すロジックモデルの適用が推進されるものの、目標管理型政策評価においては目標達成度を測定するだけで、ロジックモデルは必須ではない。EBPM の取組が政策評価全体の改善につながるには、「個々の事業の採択を決定する前に、その採否、選択などに役立てる見地から、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定」する事業評価⁽¹⁴⁶⁾と、「政策（施策・事務事業を含む）の決定から一定期間を経過した後を中心に、特定のテーマについて、政策効果がどのように現れているかを様々な角度から掘り下げて分析することにより、問題点を把握し、その原因を検討」する総合評価⁽¹⁴⁷⁾を拡充させることが課題になると考えられる⁽¹⁴⁸⁾。

また、行政内部での政策評価はしばしばお手盛りや形骸化の批判を受ける。その意味で、評価専担組織である行政評価局や行政改革推進本部が行う行政事業レビューによるチェック体制はもちろん重要であるが、会計検査院及び国会の行う行政機関外部からの評価も積極的な意義を有する。国会が EBPM に関して、どのような役割を果たすかについては、まだ深まった議論はなされていないが、参議院における行政監視機能の強化の動きについては、今後の動向が注目される。

(おち みどり)

⁽¹⁴⁴⁾ 原田久『行政学』法律文化社、2016、pp.160-161 は、政策評価対象の広狭と政策評価対象の流動性等の差異によって、政策評価結果を政策の見直しに反映する意欲を持つ府省とそうでない府省に分かれるという仮説を唱える。一方、小野達也「政策評価と実績測定—府省の実績測定における計量・計数の現状—」『日本評価研究』13 巻 2 号、2013.11、p.31 は、「実績測定において、これまで指標の品質に起因して特段の問題（品質の低い評価情報によって誤った意思決定がなされた、など）が起きていないとすれば、それは本当の意味で評価結果を反映させようとしていないから」と指摘している。

⁽¹⁴⁵⁾ 場合によっては政策効果がアウトプットの場合もある。

⁽¹⁴⁶⁾ 総務省行政評価局「政策評価 Q&A(政策評価に関する問答集) (平成 29 年 10 月版)」2017.10、p.15。総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/000359598.pdf> なお、事業評価においては、必要に応じ、事前に行った評価を踏まえて改めて事後に検証のための評価を行う場合がある。

⁽¹⁴⁷⁾ 同上、p.20。

⁽¹⁴⁸⁾ 岩本 前掲注⁽¹⁴³⁾